

インフルエンザ経過報告書（保護者記入）

若草保育園 園長様

クラス名： _____

氏 名： _____

症状出現日： _____ 年 _____ 月 _____ 日（発症0日）

診 断 日： _____ 年 _____ 月 _____ 日

医療機関名： _____

学校保健安全法施行規則第19条第2項 インフルエンザ（新型インフルエンザ・鳥インフルエンザ等を除く）の出席停止期間『発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日（幼児にあっては3日）を経過するまで』とあるため、この両方の条件を満たす必要があります。

○インフルエンザに関する出席停止「発症した後5日を経過」の考え方

0日目	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目
発 症	← 5日間 →					登園可能 (※)

(※) 幼児の場合、さらに解熱した後3日を経過している必要があります。

○「解熱した後3日を経過するまで」の考え方

	0日目	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目
発熱あり	解 熱	← 3日間 →			登園可能	→




発熱経過表（必ず記入してください）

発症	月 日	朝の体温	夜の体温
0日目	月 日	℃	℃
1日目	月 日	℃	℃
2日目	月 日	℃	℃
3日目	月 日	℃	℃
4日目	月 日	℃	℃
5日目	月 日	℃	℃
6日目	月 日	℃	℃
7日目	月 日	℃	℃
8日目	月 日	℃	℃
9日目	月 日	℃	℃

★気になる症状等がある場合は、再度かかりつけ医へ受診してください。

「インフルエンザの出席停止期間」の考え方

学校保健安全法施行規則第19条第2項 インフルエンザ（新型インフルエンザ・鳥インフルエンザ等を除く）の出席停止期間
『発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日（幼児にあっては3日）を経過するまで』とされています。

	／	／	／	／	／	／	／	／	／		
	発症 0日目	発症後 1日目	発症後 2日目	発症後 3日目	発症後 4日目	発症後 5日目					
発症後1日目に解熱したA君の場合	発熱	解熱	1日目	2日目	3日目	4日目					
	出席停止（6日間）						登園可能 	下記の2つに両方ともチェックが入れば登園可能です。 <input type="checkbox"/> 発症した後5日経過した。 <input type="checkbox"/> 解熱した後2日（幼児にあっては3日）発熱がない。			
発症後2日目に解熱したBくんの場合	発熱	発熱	解熱	1日目	2日目	3日目					
	出席停止（6日間）						登園可能 				
発症後3日目に解熱したCくんの場合	発熱	発熱	発熱	解熱	1日目	2日目	3日目				
	出席停止（7日間）						登園可能 				
発症後4日目に解熱したDちゃんの場合	発熱	発熱	発熱	発熱	解熱	1日目	2日目	3日目			
	出席停止（8日間）						登園可能 				
発症後5日目に解熱したEちゃんの場合	発熱	発熱	発熱	発熱	発熱	解熱	1日目	2日目	3日目		
	出席停止（9日間）						登園可能 				

出席停止の期間中は、自宅で安静に過ごしましょう。